

社団法人東京都個人タクシー協会
会 長 原 勇 殿



関東運輸局長 安原敬裕

新運賃の実施に伴う措置等について

東京特別区・武三地区を適用区域とする事業者からのタクシー運賃・料金の改定申請については、本日付けをもって認可し、平成 1 9 年 1 2 月 3 日から実施することとなった。

この実施にあたっては、別紙物価問題に関する関係閣僚会議の決定の趣旨等に基づき下記について実効ある諸措置を講ずるとともに、事業の経営体質の一層の改善等に努め、良質かつ効率的なタクシー輸送を確保しつつ、新運賃水準をできるだけ長く維持するよう、努められたい。また、運賃改定の趣旨等について、利用者に対し周知徹底し、その理解を得られるよう、努められたい。

なお、財団法人東京タクシーセンターに対して、別紙のとおり指示したので了知されたい。

記

1. 一層の経営効率化等に努めるとともに、サービスの向上により、一層の利用者利便の増進と輸送効率の向上を図る。

今回の運賃改定を機に、一層のサービスの改善や利用者利便の向上に努めつつ、安易に利用者の負担を求めることなく、経営の効率化や需要の喚起に、なお一層努力すること。

例えば、利用者が事前にサービスの水準を理解した上でタクシーを選択することが可能となるよう、事業者ランク制度や優良運転者表彰制度等を活用して、優良事業者や優良運転者が優先的に乗り入れる乗り場の整備や、駅、繁華街等における客待ちタクシー車両による交通渋滞や環境問題等を改善するため、IT等を活用してタクシー乗り場における需要動向を的確に把握する情報システムの実現に向けた検討に努められたい。

2. 輸送の安全性向上を図る。

公共輸送機関としてのタクシーの最大の使命である安全安心な輸送サービスの提供のため、引き続き、事故防止に万全を期すること。

3. 高齢化社会の進展、国際観光需要の高まりなど社会環境の変化を踏まえ、地域のニーズに応える多様なサービスの提供に努める。

子育て支援輸送等の多様化・高度化する利用者ニーズに的確に対応するとともに、高齢者割引の導入充実や同時通訳サービス、旅行会社との連携等の新たな取組みによる潜在需要の掘り起こしに努めること。

4. 利用者に対して、サービス内容や運賃の種類等の情報提供の一層の充実に努めるとともに、改定する事業者については改定後の運賃料金について周知徹底を図る。また、上記1. から3. までの事項にかかる取組みに関して情報公開を行う。

タクシーについては、サービス内容や運賃の明細等、サービス業に当然求められる基本的な情報公開や情報発信が不足していることから、利用者利便の確保の観点から、各事業者、事業者団体等による広報や運賃料金・サービス等に関する問い合わせ先を明示した領収書の発行を行うなど、タクシー事業の情報提供ガイドラインに基づき、積極的な情報公開や情報発信に努めること。

5. その他

事業者においては、下記の取組みを始め、不断のサービス改善や利用者利便の向上に努めること。

- ① 目の不自由な旅客のための点字シールを常時点検し、車内表示の徹底を図ること。
- ② 障害者割引制度について、平成19年9月19日付け関自旅二第846号の「タクシーの障害者割引の適用時の取扱いについて」を基に運転者に対する周知徹底を図るとともに、利用者とのトラブル防止に努めること。
- ③ 財団法人東京タクシーセンターに納付する負担金は、運賃原価計算に算入されていることから、利用者の負担により賄われていることを十分に認識し、同センターの機能の強化及び事業の推進に協力するとともに、同センターの機能の有効的活用を図ること。

東京地区タクシーの上限運賃改定について

平成19年10月18日
物価問題に関する関係閣僚会議

東京地区タクシーの運賃改定については、申請者の経営状況、燃料価格急騰等の影響、タクシー運転者の労働条件、物価・国民生活への影響等に関し、2回にわたる物価安定政策会議の開催による意見の聴取等を通じて慎重に検討を進めてきたが、別紙のとおり上限運賃の改定を認めることとし、あわせて、下記の方針により対処するものとする。

記

1. 政府は、良質かつ効率的なタクシー輸送を確保するため、事業者及び同団体に対し次の事項について強力に指導する。
 - (1) 一層の経営効率化等に努めるとともに、サービスの向上により、一層の利用者利便の増進と輸送効率の向上を図る。
 - (2) タクシー運転者の労働条件の改善を図り、良質な労働力の確保に努める。
 - (3) 運転者への教育の徹底等により、輸送の安全性向上を図る。
 - (4) 高齢化社会の進展、国際観光需要の高まりなど社会環境の変化を踏まえ、地域のニーズに応える多様なサービスの提供に努める。
 - (5) 利用者に対して、サービス内容や運賃の種類等の情報提供の一層の充実に努めるとともに、改定する事業者については改定後の運賃料金について周知徹底を図る。
また、上記(1)～(4)の事項に係る取組みに関して情報公開を行う。

2. 政府は、事業者及び同団体に対し、タクシーサービスの質を維持するためにタクシー運転者の賃金の改善のためのコストを賄うという今回の運賃改定の趣旨に鑑み、収入の増加に応じて、これを的確に賃金の増加に反映させることにより、タクシー運転者の労働条件を確実に改善するとともに、その実績を公表するよう強力に指導し、運賃改定の趣旨を逸脱すると認められるときは、その事実関係を公表するとともに、必要な指導等を行う。
3. 政府は、更に効果的かつ直接的な安全規制を実施するとともに、監査・行政処分等の事後チェックの更なる充実・強化を図り、タクシー事業の安全確保、タクシー運転者の労働条件の確保・改善を図る。
4. 政府は、規制緩和の効果を消費者に一層還元し、また、タクシー事業の更なる発展を目指す方向で、以下の論点について早急に検討を進める。
 - (1) 総括原価方式の見直し、上限運賃規制そのもの見直し、サービスの多様化、利用者への情報提供の充実など、自由な競争の中で経営努力が促され、消費者利益に的確に反映されるようにする方策
 - (2) サービスの質の確保、不良事業者の退出促進、タクシー運転者の賃金の確保等の観点から、経営の変革を促し、市場の構造を変える方策

東京地区タクシーの上限運賃改定の概要

1. 運賃・料金

	現行運賃			申請運賃			改定運賃		
	区分	初乗	加算	区分	初乗	加算	区分	初乗	加算
改定率 (平均)	—			18.7%			7.2%		
距離制	中型車	2.0km — 660円	274m — 80円	普通車	2.0km — 750~810円 (このほか、現行の中型車・小型車の申請もある。)	238~276m — 80~90円	普通車	2.0km — 710円	288m — 90円
	小型車	2.0km — 640円	290m — 80円						
時間距離 併用運賃	中型車	時速10km以下の走行時間について 1分40秒までごとに 80円		普通車	時速10km以下の走行時間について 1分30秒~1分40秒までごとに 80~100円 (このほか、現行の中型車・小型車の申請もある。)		普通車	時速10km以下の走行時間について 1分45秒までごとに 90円	
	小型車	時速10km以下の走行時間について 1分45秒までごとに 80円							
時間制	中型車	初乗 1時間まで	4,380円	普通車	初乗 30分~1時間まで 2,570~5,300円 加算 10分~30分までごとに 650~2,530円 (このほか、現行の中型車・小型車の申請もある。)		普通車	初乗 1時間まで 4,550円 加算 30分までごとに 2,050円	
	小型車	初乗 1時間まで	4,070円						
		加算 30分までごとに	1,830円						
深夜・早朝 割増	23時から5時まで 3割増			22時から5時まで 2割増			22時から5時まで 2割増		

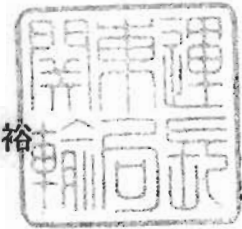
2. 実施予定日 平成19年12月3日

3. 前回改定実施年月日 平成9年4月1日(消費税単純転嫁)

平成7年3月18日(実質改定)

財団法人東京タクシーセンター
会 長 田中 順一郎 殿

関東運輸局長 安原敬裕



新運賃の実施に伴う措置等について

東京特別区・武三地区を適用区域とする事業者からのタクシー運賃・料金の改定申請については、本日付けをもって認可し、平成19年12月3日から実施することとなった。

この実施にあたっては、別紙物価問題に関する関係閣僚会議の決定の趣旨等に基づき別添のとおり関係事業者団体あて通知したので了知されたい。

貴センターにおかれては、右通達の実効を確保するため、下記事項を中心に適切な対応を図られたい。

記

1. 運賃料金にかかる旅客とのトラブル、違法行為を防止するため、乗り場での街頭指導の強化に努めるとともに、タクシー乗り場等適正運営推進制度の確実な運用に努められたい。
2. 運転者研修について、運転者の質の確保・向上のため、旅客接遇や地理知識の向上のほか、乗務経験に応じた研修カリキュラムを設定するなど、応用的な教育を行うとともに、バリアフリーや事故防止に関する教育等、研修の充実・強化に努められたい。
3. 利用者利便の確保の観点から、利用者が事前にサービスの水準を理解した上でタクシーを選択することが可能となるよう、事業者ランク制度や優良運転者表彰制度等を活用して、優良事業者や優良運転者が優先的に乗り入れる乗り場の整備を図られたい。
4. 駅や繁華街等における客待ちタクシー車両による交通渋滞や環境問題等を改善するため、タクシー乗り場の管理の適正化を図るとともに、IT等を活用して乗り場における需要動向を的確に把握する情報システムの実現に向けた検討を進められたい。

社団法人東京都個人タクシー協会

会 長 原 勇 殿



関東運輸局長 安原敬裕

新運賃の実施に伴う措置等について

東京多摩地区を適用区域とする事業者からのタクシー運賃・料金の改定申請については、本日付けをもって認可し、平成 1 9 年 1 2 月 3 日から実施することとなった。

この実施にあたっては、下記について実効ある諸措置を講ずるとともに、事業の経営体質の一層の改善等に努め、良質かつ効率的なタクシー輸送を確保しつつ、新運賃水準をできるだけ長く維持するよう、努められたい。また、運賃改定の趣旨等について、利用者に対し周知徹底し、その理解を得られるよう、努められたい。

記

1. 一層の経営効率化等に努めるとともに、サービスの向上により、一層の利用者利便の増進と輸送効率の向上を図る。

今回の運賃改定を機に、一層のサービスの改善や利用者利便の向上に努めつつ、安易に利用者の負担を求めることなく、経営の効率化や需要の喚起に、なお一層努力すること。

2. 輸送の安全性向上を図る。

公共輸送機関としてのタクシーの最大の使命である安全安心な輸送サービスの提供のため、引き続き、事故防止に万全を期すること。

3. 高齢化社会の進展、国際観光需要の高まりなど社会環境の変化を踏まえ、地域のニーズに応える多様なサービスの提供に努める。

子育て支援輸送等の多様化・高度化する利用者ニーズに的確に対応するとと

もに、高齢者割引の導入充実や同時通訳サービス、旅行会社との連携等の新たな取組みによる潜在需要の掘り起こしに努めること。

4. 利用者に対して、サービス内容や運賃の種類等の情報提供の一層の充実に努めるとともに、改定する事業者については改定後の運賃料金について周知徹底を図る。また、上記1. から3. までの事項にかかる取組みに関して情報公開を行う。

タクシーについては、サービス内容や運賃の明細等、サービス業に当然求められる基本的な情報公開や情報発信が不足していることから、利用者利便の確保の観点から各事業者や事業者団体等による広報を行うなど、タクシー事業の情報提供ガイドラインに基づき、積極的な情報公開や情報発信に努めること。

5. その他

事業者においては、下記の取組みを始め、不断のサービス改善や利用者利便の向上に努めること。

- ① 目の不自由な旅客のための点字シールを常時点検し、車内表示の徹底を図ること。
- ② 障害者割引制度について、平成19年9月19日付け関自旅二第846号の「タクシーの障害者割引の適用時の取扱いについて」を基に運転者に対する周知徹底を図るとともに、利用者とのトラブル防止に努めること。